

# 緊急事態宣言延長に伴う施設の利用について

北海道における緊急事態宣言が延長されたことを踏まえ、**9月30日（木）までの間、一部施設の利用時間等を制限し、下記のとおり開館することとしました。**

御理解の程よろしくお願いいたします。

「新型コロナウイルス感染症」拡大防止に御協力をお願いします！

## 各施設の利用時間

- 町民センター（終了時間を20：00までとします）
- スポーツセンター  
（平日の終了時間を20：00までとします）
- 武道センター（**休館します**）
- 図書館（通常どおり開館します）  
**※出入口（沢木側玄関）を1か所としています。**
- パークゴルフ場（通常どおり開場しますが、**町民限定**とします）
- 野球場・テニスコート（終了時間を20：00までとします）

※各施設の休館日に【変更】はありません。

## 【施設の利用にあたって（お願い）】

- ◆**発熱や咳**など体調が優れない場合は、施設の御利用をお控えください。
- ◆施設を利用する場合は、「**マスク**」の着用をお願いします。
- ◆人との間隔は、**できるだけ2m（最低1m）**空けてください。
- ◆道内における特定措置区域在住の方については、各施設の利用を御遠慮ください。

## ◇お問い合わせ先

雄武町教育委員会	教育振興課生涯教育係	電話 0158(84)4240
	ファミリースポーツセンター	電話 0158(84)3531
	図書館	電話 0158(84)2404